

## 入札説明書に関する質問の回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	3	2	(8)	イ	(ウ)	b 分析業務 分析項目は要求水準書別紙7の分析管理項目のみで良いのでしょうか。消化汚泥の性状、成分、消化ガスの成分、脱水汚泥の含水率等はその他に含まれると考えて良いのでしょうか。また、それらの分析は水処理系維持管理業者に委託することは可能でしょうか。	その他に含まれます。事業者が水処理系維持管理業者と協議し、水処理系維持管理業者へ委託できる場合は委託することは可能と考えます。
2	3	2	(8)	イ	(ウ)	f エネルギー管理業務 具体的にはどのような業務をお考えでしょうか。エネルギー管理士、またはエネルギー管理講習修了者といった有資格者の配置が必要でしょうか。	エネルギー管理業務は要求水準書5-2-1(3)6)に示す通りです。有資格者の配置は必須ではありません。
3	4	2	(8)	イ	(カ)	e 見学者対応 見学者対応とは施設の案内(説明)まで含まれているのでしょうか。	含まれます。
4	5	2	(11)	ア	出来高	各年度の出来高の予定金額をご教示ください。また出来高の機器の貴市の立会い検査はあるのでしょうか。	1年目：15% 2年目：63% 3年目：22% 立会い検査は予定しています。
5	6	2	(13)	-	施設の引き渡し	性能確認後に施設引渡し完了してから2024年3月31日までの期間について、新設施設を含め運転継続することが想定されますが、その運転に係る費用は市殿負担という理解で宜しいでしょうか。	市による完成検査を終えた翌日から2024年3月31日までにかかるユーティリティ費は市が負担します。人件費、その他経費は事業者が負担してください。
6	11	4	(1)			技術提案書、見積書を受付スケジュールが2020年1月6日～13日と記載されています。2021年1月6日～13日と読み換える認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。入札説明書を修正いたしました。
7	15	4	(11)	イ	提出方法	「入札参加資格表明書及び入札参加資格確認申請書は、持参または郵送により提出すること。」と記載がありますが、「技術提案書及び見積書は、持参または郵送により提出すること。」の誤りであるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。入札説明書を修正いたしました。
8	15	4	(11)	イ	提出方法	「入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書か～」とありますが、「技術提案書及び見積書～」の誤りでしょうか。また「郵送」とありますが、郵送とは必ずしも日本郵便(株)による配達サービスを指定するものではなく、宅急便等の集荷・配達記録が残る配達サービスも使用することができるとの理解でよろしいでしょうか。 (「P16(13)再技術提案書及び再見積書の受付」も同様)	前段について、ご理解のとおりです。 後段について、ご理解のとおりです。
9	15	4	(11)		見積上限額	見積上限額もしくは提案上限額はいつ頃公表されますでしょうか。	提案価格の上限は、税込み8,989,000千円としてください。
10	15	4	(13)	イ	提出方法	「入札参加資格表明書及び入札参加資格確認申請書は、持参または郵送により提出すること。」と記載がありますが、「再技術提案書及び再見積書は、持参または郵送により提出すること。」の誤りであるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。入札説明書を修正いたしました。
11	16	4	(13)		再技術提案書及び再見積書について	再技術提案書及び再見積書は、技術的対話の結果を受け提出するものと解釈していますが、技術的対話での指摘事項以外の項目についても改善・修正は可能でしょうか。	可能とします。入札説明書にこの旨を追記したのでご確認ください。

## 入札説明書に関する質問の回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
12	17	4	(16)		予定価格	予定価格もしくは提案上限額はいつ頃公表されますでしょうか。	予定価格の公表は行わない予定です。
13	18	4	(16)	イ	入札内訳に関連する書類	入札金額は見積書や再見積書から変更される可能性がありますと考えます。その場合、様式7-2や様式7-3に関連する資料も入札書に合わせて提出する必要があるとの理解でよろしいでしょうか。	入札時には不要です。落札者決定後に提出してください。
14	19	4	(19)	キ	(ア) 著作権	「市は本事業の公表及びその他市が必要と認める場合、落札者の技術提案書類の一部又は全部を無償で使用できるものとする。」とありますが、公表する際には事前に事業者が当該箇所の内容を確認する機会を設けて頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	19	4	(19)	キ	技術提案書類の公表	市が落札者の技術提案書類の一部又は全部を公表する場合は、事前に協議させていただけるとの理解で宜しいでしょうか。	回答No. 14をご参照ください。
16	19	4	(19)	キ	(ア)	ただし、市は本事業の公表及びその他市が必要と認める場合、落札者の技術提案書類の一部又は全部を無償で使用できるものとするがありますが、一部又は全部を著作権を有する入札参加者の同意の上、無償で使用できるものとする。と変更することは可能でしょうか。	回答No. 14をご参照ください。
17	21	6	(4)		資金調達における承諾	「すべての出資者は、事業契約が終了するまでSPCの株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。」とありますが、金融機関から資金調達する際に必要な場合には、承諾は得られるものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
18	21	6	(4)		特別目的会社(SPC)の設立等	SPCの拠点を下水処理場内に設置しても良いのでしょうか。	実施方針(変更版)に関する質問・意見書に対する回答No. 5をご参照ください。
19	22	6	(6)		契約保証金	サービス購入料B-1及びB-2における契約保証金は、維持管理企業が入札参加資格要件を満たしていることで免除されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
20	24	別紙1	(1)		FITの場合の事業者収入の考え	FIT売電の場合の事業者の電気に関わる収入は、本施設の電気使用量はサービス購入料として受領(別途電気代を市に支払う)し、売電収入が事業者の収入としたうえで、その収入の一部を市に還元(支払う)するとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

## 入札説明書に関する質問の回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
21	24	別紙1	(1)		固形燃料に関わる事業者収入の考え	固形燃料を市から事業者が買い取る金額はサービス購入料には含まれず、事業者が有効利用先に販売する金額から賄うとの理解で宜しいでしょうか。 また、逆有償の場合は固形燃料を運搬する費用はサービス購入料に含まれるが、固形燃料を市から事業者が買い取る金額はサービス購入料には含まれないとの理解で宜しいでしょうか。 (P.30 (4) イ (ウ) では固形燃料の売却代金及び市への支払額を差し引くとあります)	前段について、ご理解の通りです。 後段について、入札説明書_別紙1 (4) イ (ウ) を修正しましたのでご参照ください。
22	24	別紙1	(1)		場内利用の場合の事業者収入の考え	場内利用の場合の事業者の電気に関わる収入は、本施設の電気使用量はサービス購入料として受領 (別途電気代を市に支払う) し、発電量は市から電気代として受領 (もしくは電気代支払い控除) するとの理解で宜しいでしょうか。 また、予定発電量に満たない場合は受領できる予定額より減額され、予定発電量を超えた場合は受領できる予定額より増額されるとの理解で宜しいでしょうか。	前段について、ご理解の通りです。 後段について、ご理解の通りです。
23	24	別紙1	(2)	ア	割賦払いの支払方法	サービス購入料A-2の対価の内容の中に、「維持管理・運営期間中の割賦払い (各年度支払い又は年2回 (9月、3月) 支払い)」とありますが、割賦払いの支払い方法は事業者が選択できるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
24	25	別紙1	(2)	ア	サービス購入料A-1の算出方法	施設種別において、①脱硫設備、②ガスホルダー、③消化タンク加温設備 (温水タンク、温水循環ポンプ) については、消化ガス発電設備ではなく、汚泥消化施設としその国費率が適用されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
25	25	別紙1	(2)	ア	サービス購入料A-2の算出方法	表3 サービス購入料A-2の内訳において、割賦原本がサービス購入料A-2との記載があります。割賦金利もサービス購入料A-2に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 入札説明書_別紙1を修正いたしました。
26	26	別紙1	(2)	ア	基準金利	サービス購入料の指標金利は、LIBORをベースとした指標 (TSR10年物) となっておりますが、融資金融機関が資金調達を行う際は、TIBORベースでの資金調達を行うことから、TIBORとLIBORの金利差リスクが生じますが、今後の市場動向を含め、当該リスクを融資金融機関で取することは難しく、事業者リスクとなることが想定されます。本リスクは、事業者において取れる性質のものではないため、指標金利をTIBORベースに変更いただきますようお願いいたします。具体的には以下の通りとなります。 指標金利 = (LIBORベース金利スワップレート*) + (Tibor-Liborスプレッド*) (* いずれもロイター画面9154 ページに記載)	市が定めたルールを前提として、資金調達を行ってください。指標となる金利の変更は行いません。
27	26	別紙1	(2)	ア	基準金利	サービス購入料の指標金利であるTSR算出のものとなっているLIBORが、2021年3月末に廃止されるものと理解しております。LIBORが廃止された後は、LIBORベーススワップレートの後継指標を用いて、TIBORベースにさせていただきますようお願いいたします。	LIBORの廃止がされた場合における後継指標の取り扱いについては、その時点における政府関係機関をはじめとした対応方針等を踏まえつつ、事業者及び融資金機関と協議の上、決定することとします。

## 入札説明書に関する質問の回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
28	27	別紙1	(2)	ア	基準金利	基準金利について、LIBORは2021年末に恒久停止の可能性があります。停止した場合は適用する基準金利について貴市、事業者、金融機関と協議を行い、必要な措置を講じるとの理解でよろしいでしょうか。	回答No. 27をご参照ください。
29	26	別紙1	(2)	ア	金利の改定	採用している指標金利が10年物であるため、運営開始から10年後に金利の見直しがなされるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 入札説明書_別紙1に10年後の見直しルールについて記載を追加しましたのでご確認ください。
30	26	別紙1	(2)	イ		維持管理・運営業務の対価について、令和2年度に提案する「提案単価」は、維持管理・運営業務が実施される令和6年度に、別紙3のサービス購入料の改定方法に則り改定されるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
31	26	別紙1	(2)	イ		維持管理・運営業務の対価について、サービス購入料B-1が固定費となっていますが、2020～2044年まで人件費が一定とは考えにくいと思います。固定費と表現されていますが、別紙3のサービス購入料の改定方法に則り改定されるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
32	29	別紙1	(2)	イ	b 水道料金	既設汚泥処理棟内にある便所や浴室等で使用する上水に関しても、別途流量計を設けて量を計測して使用量を払う必要がありますでしょうか。	必要です。要求水準書P. 16才、P. 68をご確認ください。
33	29	別紙1	(3)	ア	ノンファーム型接続での出力抑制等	事業者の帰責によらず、ノンファーム型接続により出力抑制や停止があった場合は、その分の市への還元は不要であるとの理解で宜しいでしょうか。	事業者の帰責事由によらない出力抑制や停止に起因して実際の発電量が予定発電量を下回る場合、入札説明書別紙1(3)ア(ア)aに示す予定発電量を実際の発電量に変更し、市に還元してください。実際の発電量が著しく減少するような場合には、提案単価について協議します。
34	30	別紙1	(4)	イ	固形燃料引き渡し量	固形燃料の引き渡し量は、トラックスケールを使用した計量を考えています。 (要求水準書P. 36 5-2-3にもトラックスケールの記載があります) 固形燃料の引き渡し量は、湿重量 (wet-t) で算出するとの理解で宜しいでしょうか。 (様式7-3-9では「t-ds」の記載があります)	湿潤量で算出してください。様式7-3-9を修正いたしました。
35	37	別紙2	(3)	ア	(ア)	a b cにおいて各計画書、報告書を提出し、市の確認を受けるとありますが、具体的にはどのような確認方法をお考えでしょうか。	要求水準書及び技術提案書で定める水準を達成しているかどうかを中心に、計画や維持管理状況を確認します。
36	41	別紙2	(3)	エ	サービス購入料の減額対象	サービス購入料の減額対象は、3か月分との理解で宜しいでしょうか。 また、減額対象の計上期間が複数の四半期にまたがる場合は、減額ポイント計上開始日の属する四半期分が減額対象になるとの理解で宜しいでしょうか。	前段について、ご理解のとおりです。 後段について、減額対象の計上期間が複数の四半期にまたがる場合は、各四半期で減額ポイントを計上し、精算します。減額ポイントは翌期に繰り越しません。
37	43	別紙3	(2)	ア	交付金制度の変更	交付金制度の変更によりサービス購入料A-1が増減した場合、銀行からの借入金額(割賦元本)も増減することになります。その場合、割賦金利も増減することとなり、提案時のサービス購入料A-2総額が変わることになります。交付金制度の変更の場合、サービス購入料A-2の改定もしていただけるようお願いいたします。	交付金制度の変更によりサービス購入料A-1が増減した場合は、サービス購入料A-2を改定します。

## 入札説明書に関する質問の回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
38	43	別紙3	(2)	ア	交付金制度変更時の支払方法	交付額が減少する場合に、「～サービス購入料A-2に上乗せして市が事業者を支払う。」とありますが、金融機関との融資契約変更等によって追加的に発生した費用についても、市にて負担していただけるという理解でよろしいでしょうか。	交付額の減少は考えられますので、減少を考慮した上で、融資契約を変更しない枠組みの構築をお願いします。交付額が著しく変更となる場合は協議します。
39	44	別紙3	(2)	ア	交付制度の変更	交付額が減少する場合、差額は市が上乗せするとありますが、上乗せ額に相当する金利分も含まれるとの理解でよろしいでしょうか（交付額が増加する場合も同様）。	回答No. 37, 38をご参照ください。
40	45	別紙3	(3)	イ	物価変動に採用する指標の協議	「指標は、事業者の提案を踏まえて、市と協議により変更することも可能とする。」とありますが、落札者決定後、必要に応じて協議していただけるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
41	45	別紙3	(3)	イ		維持管理・運営業務に係る対価の改定についてサービス購入料B-1の指標が掲載されていませんが、毎年、貴市と協議により改定されるとの認識でよろしいでしょうか。	表【物価変動に採用する指標】の「その他」を想定していますが、事業者の提案を踏まえて、市と協議により変更することも可能です。
42	46	別紙3	(3)	イ	物価変動に採用する指標	物価変動に採用する指標に電気が含まれており、契約単価が物価変動に採用されますが、契約単価には再生エネルギー発電促進賦課金単価や燃料費調整額も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
43	46	別紙4			電力料金の算出方法	(2)基本料金の算定式のうち、A：小山水処理センターの最大需要電力(kW)をご教示下さい。	令和2年度における契約電力は502kWです。また、近1年の最大需要電力量は下記の通りです。 令和2年 8月 468kW 令和2年 7月 470kW 令和2年 6月 475kW 令和2年 5月 470kW 令和2年 4月 468kW 令和2年 3月 468kW 令和2年 2月 473kW 令和2年 1月 480kW 令和1年12月 466kW 令和1年11月 466kW 令和1年10月 473kW 令和1年 9月 466kW  また、別紙4を修正しましたのでご参照ください。

## 要求水準書に関する質問の回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	1	1	2	(2)	用語の定義	「事業者」とは、本事業の落札者が設立する特別目的会社とありますが、構成企業は含まれないと言うことでしょうか。特別目的会社と構成企業は別企業体となります。	要求水準書のとおり、「事業者」は、落札者が基本協定書に従って設立する特別目的会社を示しますが、要求水準書において「事業者」と記載している場合、事業者単体のみならず、事業者から委託・請負を受ける設計企業や建設企業等も含まれることがありますのでご注意ください。
2	1	1	2	(3)	用語の定義	「第三者」とは、市および事業者以外の者となりますが、構成企業は第三者となるのでしょうか。	要求水準書において「第三者」は、4-3-4(2)および別紙7に規定する「「第三者」機関」を示しており、構成企業は第三者に該当しません。要求水準書の用語の定義から第三者を削除します。
3	3	2	2-6		整備・運営方針	維持管理・運営期間に行う既存施設の更新及び長寿命化対策は本事業に含まずとあります。予定されている更新及び長寿命化対策をご教示ください。	予定している更新及び長寿命化対策はありません。
4	3	2	2-6		整備・運営方針	「維持管理・運営期間に行う既存施設の更新及び長寿命化対策は本事業に含まず、別途市が発注する」と示されていますが、以下フローの考えで相違ないでしょうか。 35頁に示された「長期改築修繕計画書」を事業者が策定→貴市が「長期改築修繕計画書」を考慮しストックマネ計画を策定→貴市にて改築更新計画を策定→公共調達の原理に従い設計業務及び建設又は長寿命化工事を発注。	ストックマネジメント計画に改築更新計画が含まれますが、フローはご理解のとおりです。 (「長期改築修繕計画書」を事業者が策定→市が「長期改築修繕計画書」を考慮し改築更新計画を含むストックマネ計画を策定→公共調達の原理に従い設計業務及び建設又は長寿命化工事を発注。)
5	3	2	2-6		整備・運営方針	上記のフローが正しいとした場合、「長期改築修繕計画書」に含まれる既設の改築計画については、事業者がご提案する計画書（実行する計画書ではない）であるとの認識でよろしいでしょうか。	「長期改築修繕計画書」に含まれる改築計画は、事業者が実行する計画書ではありません。
6	7	3	3-7	(2)	栃木県下水道公社への脱水汚泥の搬出	栃木県下水道公社への脱水汚泥の搬出に要するトラックの運搬費用は、本事業範囲外との理解でよろしいでしょうか。	栃木県下水道資源化工場への脱水汚泥の搬出に要するトラックの運搬費用は本事業範囲外です。
7	7	3	3-7	(2)	本施設の維持管理・運営業務	重力濃縮設備にあるスクリーンかすの処分は本事業範囲に含まれますか。含まれる場合、現状における処分量、処分先をご教示ください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>スクリーンかすの運搬業務を本事業に含む（処分費は市が負担）ものとします。市が保有する車両（最大積載量2ton）を使用し、運搬してください。</li> <li>処分量は、R元年度実績で181.83t/年、毎日搬出しております。汚泥処理年報（1）（既開示）、汚泥処理月報に掲載しております。月報が必要な場合は開示請求してください。</li> <li>処分先は、小山水処理センターに隣接する中央清掃センターです。</li> </ul> 要求水準書を修正いたしました。
8	7	3	3-7	オ		栃木県下水道資源化工場への脱水汚泥の搬出とありますが、排出事業者が貴市のため搬出の補助業務との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	13	4-1-1	(5)			資源化工場への搬出の条件等は、「5-2-3 栃木県下水道資源化工場～」との記載がありますが、「5-2-1(5) 栃木県下水道資源化工場～」ではないでしょうか。	ご理解のとおりです。要求水準書を修正いたしました。
10	15	4	1-2	(2)	計量	(2)計量に記載されている「計量できる設備」について、設備の設置場所にご指定の場所や制限があればご教示下さい。	現時点で想定する制限はありませんが、詳細については契約後の協議事項とします。
11	15	4	1-2	(2)	計量	固形燃料の搬出量は利用先のトラックスケールの使用でも良いとなっています。固形燃料は市と事業者間での売買取引となり、取引地点は水処理センター内となります。小山水処理センター外かつ第三者のトラックスケールを利用した計量で取りきすることで問題はありませんか。	問題ありません。
12	15	4-1-2	(2)			既存の計量機器で計測できる項目については、既存機器を活用してもよろしいでしょうか。	問題ありません。（本事業で全面的に更新する汚泥消化設備に関連する計量機器は更新してください。）

## 要求水準書に関する質問の回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
13	18	4	1-3	(2)	消化ガス発電設備	本事業では、消化ガス発電設備を設置して、売買または場内利用することは必須との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
14	18	4	1-3	(2)	消化ガス発電設備	指定されたエネルギー効率の指標において、コージェネレーションの場合、発電効率20%以上かつ排熱利用を含む総合効率75%以上となっています。これは設備能力ではなく、実際に排熱利用した数字を踏まえた総合効率との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	26	4	2-4	(8)	数量計算書	提出図書の中で「数量計算書」とありますが、具体的には何の数量を提出する必要がありますでしょうか。	事業者は、維持管理・運営を開始する6か月前までに工事費の内訳を提示してください。数量計算書は、工事に要する機器、配管、配線、コンクリート等の数量を拾い上げたもので、工事費の内訳を算定するために用いるものです。
16	27	4	3-1		建設内容	事業者は施工計画書に従い施設の施工を実施するとあります。施工を実施するのは建設企業との理解でよろしいでしょうか。事業者（特別目的会社）は建設業の許可を有していません。	建設企業が施工してください。事業契約書（案）第17条第1項の通り、事業者は、建設業務を建設企業に委託し又は請け負わせるものとします。要求水準書において「事業者」と記載している場合、事業者単体のみならず、事業者から委託・請負を受ける設計企業や建設企業等も含まれることがありますのでご注意ください。
17	27	4	3-2	(2)	工事監理	「事業者が工事監理を行うものとする」とあります。一方で、事業契約書(案)第19条には「事業者は、建設業務に係る工事監理を第三者に委託し」とあります。施工管理は事業者自らが行うのではなく、第三者に委託することでしょうか。	事業契約書第19条第1項の「第三者」は事業者（特別目的会社）以外の者を指しており、第三者には構成企業も含まれます。第三者に委託してください。
18	28	4	3-3		汚泥消化タンクの立ち上げ	「既存汚泥消化タンク内の汚泥を底部に堆積している土砂、汚泥等を除き全量新規施設である汚泥消化タンクに移送し、」とありますが、既存汚泥消化タンクに残った土砂と汚泥の清掃・処分は本事業範囲外との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
19	28	4-3-2	(9)	ア	作業日	土日祝日の作業は貴市への申請により可能と考えてよろしいでしょうか。	市の確認を得たうえで、可能です。要求水準書を修正いたしました。
20	28	4-3-2	(9)	イ	作業時間	残業をする場合は、貴市への申請により可能と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書4-3-2（9）イのとおり、可能です。
21	28	4-3-3	-	-	消化タンク立ち上げ	「新規施設である汚泥消化タンクに既存消化タンクの汚泥を底部に滞積している土砂、汚泥等を除き全量新規施設である汚泥消化タンクに移送し」と記載がありますが、既存消化タンクから新設汚泥消化タンクに立ち上げに必要な量の汚泥量を移送し、既存消化タンクに汚泥が余る場合は、既設および今回脱水機で脱水すると考えてよろしいでしょうか。	お考えの方法で処理してください。
22	29	4-3-4	(2)	ア	-	本事業は濃縮、消化、発電、脱水、固形燃料化施設と多岐にわたるため、性能試験はそれぞれ別々の日程での実施も可能と考えてよろしいでしょうか。	別々の日程でも構いません。
23	30	5	5-1	5-1-5		維持管理業務の引継ぎ 既存施設の維持管理者から、既存設備の維持管理業務の引継ぎ期間1か月に係る費用は、事業者の負担との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
24	31	5	2	1	業務内容	1) 保守点検業務に法定点検を行うこととあります。本事業で管理する既設設備に昇降設備（エレベータ等）はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
25	31	5	5-2	5-2-1	(2)	2) 修繕業務【本事業を含む修繕計画】 既存設備の機械設備は、全ての修繕が本事業に含まれるとなっています。修繕上限金額をご教示ください。	既存設備の機械設備については、上限金額は設定しません。

## 要求水準書に関する質問の回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
26	31	5	5-2	5-2-1	(3)	1) に夜間において水処理維持管理者に一部の業務を依頼できるとお示しされていますが、土日、祝祭日の日中は日勤者を配置しその者が対応するとの解釈でよろしいでしょうか。	維持管理体制は事業者からの提案によります。土日、祝祭日の日中の維持管理体制について、夜間と同様の体制をご提案される場合、要求水準書5-2-1(3)を適用します。要求水準書を修正いたしました。
27	31	5-2-1	-	-	しさの処分	しさの搬出作業は本事業範囲、しさの処分費負担は小山市という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。回答No.7をご参照ください。
28	31	5-2-1	(2)	2)	修繕業務	1,1-2で「修繕」に対する定義をお示しいただきましたが、31,5-2-1,(2),2)で既存施設の機械設備は全ての修繕を含むとされております。老朽化、劣化、損傷、故障や部品の消耗等が発生した際、当該部品が廃盤であり、修繕では対応出来ないと判断した場合は、協議の上、更新をお願いすることは可能でしょうか。	協議のうえ更新を検討しますが、部品の廃盤により修繕することができない機器は更新が必要な機器であるため、事業者は廃盤部品の有無を把握のうえ、長期改築修繕計画書において当該機器の更新を提案してください。
29	31	5-2-1	(2)	2)	修繕業務	1,1-2で「修繕」に対する定義をお示しいただきましたが、31,5-2-1,(2),2)で既存施設の機械設備は全ての修繕を含むとされております。老朽化、劣化、損傷、故障や部品の消耗等が発生した際、修繕では対応出来ないと判断した場合は、協議の上、更新をお願いすることは可能でしょうか。	事業者が保全管理業務を行い、設備の老朽化、劣化等を把握してください。老朽化、劣化等が著しく修繕では対応できないと判断した場合、長期改築修繕計画書において更新を提案してください。
30	33	5	2-1	(5)	脱水汚泥の搬出	搬出量の計量は、栃木県下水道資源化工場にある計量設備を利用するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
31	33	5	5-2-1	(5)	3)緊急時の搬出	緊急的に栃木県が脱水汚泥を受け入れた場合、費用負担は状況に応じて貴市と協議して決定するという考えでよろしいでしょうか	状況に応じて協議します。
32	33	5	5-2	5-2-1	(5)	1,373t/年前後で市が指定する量（誤差程度の変動は許容する。）とありますが、誤差程度とは、どの程度の量を予測されているのかご教示ください。また超過した場合は、ペナルティ等の対象となるのか合わせてご教示ください。	誤差は±10t/年です。事業者の責めに帰すべき事由により超過した場合、入札説明書別紙2に示すとおりサービス購入料の減額対象となり得るほか、生じた追加費用は事業契約書（案）第49条に従い事業者が負担します。
33	34	5	5-2-1	(6)	その他維持管理・運営に必要な関連業務	「7）ストックマネジメント計画における調査データの整理・協力」では、貴市において設備台帳システム導入を検討されているのでしょうか。	現時点において、市が設備台帳システムを導入する予定はありません。
34	34	5	5-2-1	(6)	その他維持管理・運営に必要な関連業務	「7）ストックマネジメント計画における調査データの整理・協力」とありますが、交付金対象となりうる健全度調査とは異なるものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
35	34	5-2-1	(6)		見学者対応、パンフレット等作成業務	「～見学者用のパンフレットを作成すること。」とありますが、作成部数についてお示し頂くか、もしくは、過去の見学者数等の参考資料を提示ください。	実施方針（変更版）に関する質問・意見書に対する回答No.6をご参照ください。
36	35	5	5-2	5-2-2	(5)	毎年度の開始の30日前までに、技術提案書をはじめとする長期改築修繕計画書の作成費用は、本事業に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
37	37	5	5-2	5-2-5		VE提案によりサービス購入量の削減効果が得られた場合の、事業者への還元については、本条オにより協議の上、決定されるとの認識でよろしいでしょうか。	基本的にはご理解のとおりです。本項ではなく、事業契約書（案）第51条に基づき、協議のうえ決定します。
38	82	(7)				平成16年度以降の活性炭吸着塔の活性炭取替履歴をご教示ください。	交換履歴はありません。なお、維持管理・運営を開始するまでに交換する予定です。
39	91				既設汚泥処理棟（3階）	「既設汚泥処理棟（3階）（使用可能な居室無し）」との記載がありますが、㊸-㊹、C-D通りの部屋休憩室としてその一部でも利用させて頂くことはできないでしょうか。	床荷重を考慮し、事務室、休憩室などとしての利用はできません。現在は図書、書棚が置いてあるため、事業者が市の指定する場所に移してください。
40	106	別紙7	-	-	分析管理項目	別紙7の分析管理項目について、試運転中にも分析・測定するものと考えます。	ご理解のとおりです。



## 様式集に関する質問の回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	1	1	(1)	イ	書式等	文字の大きさは10ポイント以上とされていますが、図表等に用いる文字についてはこれに従わなくても良いでしょうか。	図表等に用いる文字の様式は任意とします。
2	1	1	(1)	イ	書式等	「提出書類で使用する文字の大きさは10ポイント以上」とありますが、図表、絵で使用する文字の様式は任意で宜しいでしょうか。	回答No. 1をご参照ください。
3	3	2	(4)	ア	入札参加者グループ名	入札参加者グループ名は貴市からご指示いただけるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	3	2	(4)	イ	提出書類及び部数	(ア)に、「Microsoft Excelの電子データは、計算過程がわかるよう関数、計算式等が確認できる状態にして提出すること」とされていますが、技術ノウハウに関する部分については関数、計算式等ではなく、直接数字を入力したものを提出して良いでしょうか。	独自の技術ノウハウに関する部分については直接数字入力することを認めますが、一般的な計算手法のものについては数式を確認できる状態としてください。なお、直接数字を入力した場合においても、算出根拠をヒアリングする場合があります。
5	3	2	(4)	イ、ウ	提出書類及び部数、技術提案書に関する提出書類	副本においてイの表中では様式4-3が必要となっていますが、ウでは不要となっています。副本に様式4-3が含まれるのか確認させてください。	様式4-3は副本に含めてください。様式集を修正いたします。
6	5	2	(4)	カ		注 裏面3か所書に届出印により割印することありますが、届出印とは様式2-4の委任状(受任者)の受任者使用印鑑に捺印した印鑑という理解でよろしいでしょうか。また、裏面3か所の場所を具体的にご教示下さい。	前段について、ご理解のとおりです。 後段について、押印箇所は下記をご参照ください。 
7	19	様式4-2			企業名対応表	提案書記載名は、例であり自由な名称で記載しても良いでしょうか	名称は自由ですが、企業名が類推されないものにしてください。
8		様式5-2			逆有償の場合の固形燃料売却収入	固形燃料売却収入(逆有償の場合は0円)の欄には、事業者が市から固形燃料を購入する金額を記載するとの理解で宜しいでしょうか。また、逆有償の場合でも、固形燃料の運搬費はサービス購入料B-2に計上したうえで、この欄には、事業者が市から固形燃料を購入する金額を記載するとの理解で宜しいでしょうか。	前段について、ご理解のとおりです。 後段について、入札説明書に関する質問の回答No. 21をご参照ください。 様式集を修正いたしました。
9		様式5-2			全量FITができない場合	全量FITができない場合、低圧(50kW未満)をFITを活用した売電とし、残りを場内利用とする提案も可能との理解で宜しいでしょうか。この場合、FIT分は「FIT売電の市への還元額」に、場内利用分を「場内利用の場合の市の電気料金削減分」に記載すれば良いとの理解で宜しいでしょうか。	後日回答を公表します。
10	32、34	様式6-11				業務経歴書につきまして、施設規模(m <sup>3</sup> /日)との記載欄がありますが、日本下水道事業団が発行している下水道統計の水処理施設の晴天時1日最大処理量・計画(認可)を記載するとの理解でよろしいでしょうか。	日本下水道協会が発行している下水道統計の水処理施設の晴天時1日最大処理量・計画(認可)を記載してください。

## 様式集に関する質問の回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
11		様式 7-3-3				<p>修繕については、提案時点で20年間の計画を立てるものの、長期に渡る事業であることから、必ずしも計画通りに行うことが適切ではない場合も想定されます。</p> <p>維持管理開始後、事業者のリスク負担を前提に ①修繕の実施時期を変更とする ②修繕の内容を変更する ③一部の修繕を省略することは可能でしょうか。</p> <p>また、以上の変更をした場合であっても、提案した修繕費相当分は提案通り支払われるとの理解で宜しいでしょうか。</p>	<p>前段について、可能です。長期改築修繕計画書や年間維持管理計画書などで計画を見直してください。</p> <p>後段について、ご理解のとおりです。</p>
12		様式7-3-5				<p>2021年度より収益認識基準が適用され、割賦基準が廃止されると理解しております。つきましては、それに従った売上、原価の計上を行うとともに、フォーマットについても適宜修正可能であるという理解でよろしいでしょうか。具体的には、サービス購入料A-1相当分収入と、サービス購入料A-2（元金償還分）相当分収入の統合や、割賦原価の項目の削除、「サービス購入料A-2（支払利息分）相当分」を営業外収入に含めることを考えております。</p>	<p>現在の収益基準で様式の項目を修正することなく提案してください。</p>
13		様式7-3-9			固形燃料の売買単価	<p>固形燃料の引き渡し量は、トラックスケールを使用した計量を考えています。 （要求水準書P.36 5-2-3にもトラックスケールの記載があります） 固形燃料の売買単価は「円/t-ds」との記載がありますが、「円/t-wet」に変更可能との理解で宜しいでしょうか。</p>	<p>「円/t-wet」が正です。様式集を修正いたしました。</p>
14	49	様式 7-6			市内企業	<p>市内企業の定義として、「小山市内に本店、支店又は営業所を有する企業」と示されていますが、これは単に登記されているだけでなく、法人住民税を納付していることが求められるとの理解でよろしいでしょうか。もしくは、支店登記していなくても、法人住民税を納付すべき事務所等の届出を貴市にしていれば、市内企業として扱われるのでしょうか。</p>	<p>登記は問いません。事業所設置届を栃木県及び本市に提出し、法人住民税を納付されていれば、市内企業として扱います。</p>
15	49	様式7-6				<p>市内企業への発注額について、発注する旨の根拠となる書面の添付は必要との理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>発注先企業の名称、所在地、発注内容、発注金額、市の入札参加資格者名簿への登録の有無（登録がない場合は市への事業所設置届及び法人市民税納税証明書）を添付してください。様式7-6に追記したのでご確認ください。</p>
16	49	様式7-6				<p>設計・建設業務の市内企業への発注件数及び発注額は、事業者（特別目的会社）から発注されるもの、すなわち事業者と契約する件数・金額との理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>事業者との直接の契約のみならず、下請けとして市内企業へ発注するものも含まれます。</p>
17	49	様式7-6				<p>設計・建設業務の市内企業への発注件数及び発注額について、事業者（特別目的会社）との直接契約だけでなく、下請契約も含めて良いとなった場合、元請・下請での金額の二重計上は認められないとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
18	49	様式7-6				<p>記載例の表には、維持管理の件数及び発注額の欄もありますが、維持管理業務は件数及び発注額の定量評価は、ないとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。様式集を修正いたしました。</p>

## 様式集に関する質問の回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
19	49	様式7-6				記載例の表ですが、C=B/A：市内企業が行う件数及び発注額の割合となっています。よって、Aが本事業全体の件数及び金額、Bが市内企業に発注する件数及び金額の誤りではないでしょうか。	様式集を修正いたします。
20	49	様式7-6				記載例の表に件数、件数割合との記載がありますが、件数の記載は任意との理解でよろしいでしょうか。	件数の記載は不要です。様式集を修正いたしました。
21	49	様式7-6				記載例の表ですが、Aが本事業全体の件数及び発注額と思います。この金額は、本事業の提案価格を記載するのでしょうか。それとも、提案価格から事業者自らが行う金額を差し引いたものなのでしょうか。Aの金額の考え方によって、各提案者の市内企業への発注比率に差異が生じるものと予想されます。	回答No. 19及び変更後の様式7-6をご参照ください。また、本事業の見積価格を記載してください。
22	54	様式9-2				記載要領に「※消化ガス発電設備に大して、FITと場内利用で提案内容が異なる場合は、それぞれについて記載すること。」とあります。消化ガス発電について、FITと場内利用の両方のケースを想定した複数の提案しても良いのでしょうか。	FITと場内利用の両方のケースを提案してください。
23	57	様式9-5			有効利用先の決算	有効利用先が複数ある場合、決算の条件は全社が満たす必要があるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
24		様式10-1				「注1 温室効果ガス排出源は、固形燃料の製造に伴う燃料等のエネルギー消費とする」とありますが、本事業の対象施設全てが該当するという理解で宜しいでしょうか。具体的に算定する範囲を御教示下さい。	ご理解のとおりです。様式集を修正いたしました。
25		様式12-2			入札価格説明書	本様式では市への財政負担軽減額は含まないとの理解で宜しいでしょうか。	様式12-2に市への還元額等を記入する欄を設けます。様式集を修正いたしました。
26					提出書類一覧表	ファイル形式として指定されているWord、Excel等についてバージョン指定があればご教示下さい。	2013以降としてください。
27		様式6-2					様式6-2要求水準基礎審査書 を一部修正しているをご確認ください。

## 落札者決定基準に関する質問の回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	2	2	(1)		落札者決定までの手順の概要	落札者決定フローに、入札の後で予定価格を超える場合は失格となっています。予定価格は事前に公表されるものとの理解でよろしいでしょうか。事前に公表される場合は、その時期をご教示願います。	予定価格の公表は行わない予定です。
2	4	2	(5)			「市は審査委員会の選定結果を踏まえ、落札者を決定する」とありますが、最優秀提案として選定されたものが落札者にならない場合もあるのでしょうか。またその場合、どのような理由が考えられますか。	落札者の決定は市の権限のためこのような表現としています。
3	6	別紙			小配点について	項目1.6地域経済への貢献①にて、発注額を算出する式に‘小配点’がありますが、小配点の開示はされますでしょうか。	開示します。
4		別紙			配点について	各項目の配点の中で、各々の評価視点での配点はございますでしょうか。また、その配点は開示されますでしょうか。	開示します。
5	6	1	6	①		各提案者の市内企業への発注額比率を評価するようになっています。発注額比率の算定式の考え方をご提示願います。提案者ごとに考え方が違っていると、公平な評価ができないものと考えます。	様式集に関する質問の回答No. 22をご参照ください。
6	7	2	1	①	別紙 技術評価の評価項目及び配点 1 施工実績	※1 平成30年度版下水道統計により確認とありますが、日本下水道事業団が発行している下水道統計のことでよろしいでしょうか。最新版は平成29年度（2019年12月発行）となりますが、そちらを参照するとの理解でよろしいでしょうか。	技術提案書提出までに平成30年度版下水道統計（日本下水道協会発行（以下同様））が発行されると見込み、このとおりとします。ただし、技術提案書提出までに発行されない場合は平成29年度版とします。
7	7	2	1	①	別紙 技術評価の評価項目及び配点 1 施工実績	①機械設備工事を担当する企業における、日最大汚水量52,000m <sup>3</sup> /日以上のとありますが、日本下水道事業団が発行している下水道統計の水処理施設・晴天時1日最大処理量・計画（認可）にてよろしいでしょうか。	日本下水道協会が発行している下水道統計の水処理施設・晴天時1日最大処理量・計画（認可）によります。また、回答No. 6をご参照ください。
8	7	2	1	①	別紙 技術評価の評価項目及び配点 1 施工実績	工事単位が中分類以上とありますが、該当するのは汚泥消化施設のみで、汚泥燃料化施設は対象外という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。落札者決定基準を修正いたしました。
9	7	2	1	①	別紙 技術評価の評価項目及び配点 1 施工実績	工事単位が中分類以上とありますが、汚泥消化施設の実績は、どのようなものが認められるのでしょうか。小分類のいずれかを満たしていれば実績として認められるという理解でよろしいでしょうか。	「中分類以上」は「小分類以上」の誤りです。落札者決定基準を修正いたしました。
10	7	2	1	①	別紙 技術評価の評価項目及び配点 1 施工実績	JVでの実績場合、代表企業以外のものも認められるという理解でよろしいでしょうか。	代表企業以外のものも認めますが、機械設備工事を担当した実績が対象です。

## 落札者決定基準に関する質問の回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
11	7	2	1	①	別紙 技術評価の 評価項目 及び配点 1 施工実 績	国土交通省（B-DASH事業含む）、自治体との共同研究による実績も認められるとの理解でよろしいでしょうか。	本評価項目（施工実績）は、完工後も安定した運転が行える施設を建設する能力を評価することを目的としたものです。 B-DASH事業、自治体との共同研究については、次の点を踏まえ、個別に判断いたします。施工実績として提示する場合はこれらを確認することができる資料を添付してください。 ①研究等の内容（本事業に関係のある研究等か否か、プラント実証レベルか否か等。） ②研究等の結果（四季を通じて運転において所期の性能を達成したか否か等。） ③実機を施工する能力（本事業で導入しようとする設備の処理能力まで拡大することができる技術力等。）
12	8	3	1	①	別紙 技術評価の 評価項目 及び配点 1 維持管 理実績	①維持管理を担当する企業における、日最大汚水量32,000m <sup>3</sup> /日以上のとありますが、日本下水道事業団が発行している下水道統計の水処理施設・晴天時1日最大処理量・計画（認可）にてよろしいでしょうか。	日本下水道協会が発行している下水道統計の水処理施設・日平均処理水量・晴天時日平均下水量に示されている日平均汚水量が33,000m <sup>3</sup> /日以上維持管理実績を評価対象とします。また、回答No. 6をご参照ください。
13	8	3	1	①	別紙 技術評価の 評価項目 及び配点 1 維持管 理実績	※1 平成30年度版下水道統計により確認とありますが、日本下水道事業団が発行している下水道統計のことでよろしいでしょうか。最新版は平成29年度（2019年12月発行）となりますが、そちらを参照するとの理解でよろしいでしょうか。	回答No. 6をご参照ください。
14	8	3	1	①	別紙 技術評価の 評価項目 及び配点 1 維持管 理実績	国土交通省（B-DASH事業含む）、自治体との共同研究による実績も認められるとの理解でよろしいでしょうか。	回答No. 11をご参照ください。
15	8	3	2	⑥		消化ガス発電設備に対して、FITと場内利用で異なる場合それぞれについて記載とありますが、複数の提案を認められるのでしょうか。FITと場内利用とでは、提案評価額が異なることとなりますが、よろしいのでしょうか。	FITと場内利用それぞれの場合について提案してください。

## 基本協定書（案）に関する質問の回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	6	第12条	5項		秘密保持等	「甲及び乙は、前項の定めるところに従い」の「前項」は、「第3項」の誤記ではないでしょうか。	ご指摘のとおりです。基本協定書(案)を修正いたしました。
2	8				協力企業	基本協定書内で協力企業に関する事項が記載されていませんが、本ページに記名押印する理由についてご教示ください。	基本協定書上、協力企業も「乙」に含まれるため、適用され得る乙を名宛人とする各種権利義務の対象となっています。この権利義務の対象とするために、協力企業も含めて記載しています。

## 事業契約書（案）に関する質問の回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	2、4	第1条	(1) カ、 (26)		定義	「ストックマネジメント計画」における事業者の業務は「調査データの整理・協力に係る業務」とありますが、計画の策定は事業者の業務ではなく、市より指示された調査データを提供すればよいとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	5	第2条	第2項		目的及び解釈	「ただし、技術提案書が要求水準書に示された水準より厳格な又は望ましい水準を規定している場合は、技術提案書が要求水準書に優先するものとする。」とありますが、ここでいう「水準」とは何の水準を意味するのでしょうか。	業務の水準を意味します。
3	5	第2条	第2項		目的及び解釈	入札説明書等とありますが、8月5日に公表された公募書類一式との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	7	第5条	第6項		費用等の負担	「合理的に推測し得ないものに起因して事業者により直接生じた合理的な増加費用については、市が事業者と協議の上、その負担を定める」とありますが、当該リスクは事業者でコントロールできるものではなく、増加費用も高額になる可能性があるため、市の負担としていただけますでしょうか。	本文のとおり、市と事業者の協議の上、負担を定めるものとします。
5	9	第12条	第3項		事前調査等	「事業者が行うべき調査の誤り」とは、事業者の故意又は過失によって調査結果に誤りがあった場合、と理解してよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
6	9	第12条	第4項		引渡しの遅延	建設期間及び引渡予定日が遅れる場合、事業期間の延長はされず、サービス対価支払回数と各回の金額が変更になるのでしょうか。また、当該規定のように、事業者の帰責事由によらず、引渡しが遅れる場合に金利スワップの解約が生じた際には、ブレイクファンディングコストは市が負担するとの理解で宜しいでしょうか。	事業期間の延長は行いません。サービス購入料の支払い回数と各回の金額については市と事業者の協議により決定します。後段については、合理的な範囲において市が負担します。なお、支払い方法については、市と事業者との協議により定めることとします。
7	10	第14条	第4項		設計の変更	当該協議は事業者側からも行えるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。「第2項に定めるところに従って事業者が行おうとする設計変更～」のとおりです。
8	11	第15条	第1項	(2)	費用等の負担	第15条1項2号に「～その負担方法については、市と事業者との間の協議によりこれを定めるものとする。」とありますが、分割払いはないものと考えますので、一括払いとしていただきますようお願いいたします。その他同趣旨の記載がある条項についても同様です。	負担の方法については、市と事業者との間の協議によりこれを定めるものとします。
9	11	第15条	第1項	(2)	引渡しの遅延	建設期間及び引渡予定日が遅れる場合、事業期間の延長はされず、サービス対価支払回数と各回の金額が変更になるのでしょうか。また、当該規定のように、事業者の帰責事由によらず、引渡しが遅れる場合に金利スワップの解約が生じた際には、ブレイクファンディングコストは市が負担するとの理解で宜しいでしょうか。	事業契約書案第15条第1項(2)号に定める市の責めに帰すべき事由による場合については、ご理解のとおりです。

## 事業契約書（案）に関する質問の回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
10	13	第20条	第4項		建設業務の実施に伴う近隣対策	「入札説明書等から客観的かつ合理的に推測」できる近隣対策費用とは、第2項の括弧内記載の対策費用の他にはどのようなものでしょうか。 また、「入札説明書等において市が設定した条件、近隣住民の求めに応じて市が事業者に指示した近隣対策」にかかる費用及び「市が実施した近隣説明に直接起因して事業者において生じた費用等」はいずれも近隣対策として通常合理的に予測される程度の費用（過大ではない）との前提と考えてよろしいでしょうか。	例えば粉塵、臭気が考えられます。 近隣対策として通常合理的に予測される程度の費用と想定していますが、これに限定していません。ご指摘の過大に当たる場合は市が負担する方向で、協議により決定するものと考えています。
11	15	第23条	第2項		建設業務実施に関する説明及び報告	本項に基づく市からの改善要求は、入札説明書等及び技術提案書に記載されている事項の達成に必要な場合にのみ行われるということで宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	15	第24条	第4項		総合試運転及び性能試験	本項は、「当該補修が必要となった理由が事業者の責めに帰すべき事由による場合」との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
13	15	第24条	第5項		総合試運転及び性能試験	本項に基づく補修指示の内容は、客観的に合理的な補修の範囲であり、当該補修に関する一般的な費用の範囲を超えた過大な費用が発生することはないと考えてよろしいでしょうか。	補修はあくまで新規施設が要求水準書及び技術提案書に記載されている水準を満たさない場合に行われるため、当該水準を満たすために合理的に必要なと考えられる範囲を超える対応を求めるものではありません。
14	17	第28条	第1項		建設業務の一時停止	業務の停止により工期を変更する場合には、事業者と協議の上で行われるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	18	第30条	第1項	(2)	費用等の負担	事業者の帰責によらない事由により、金利スワップの解約が生じた際には、ブレイクファンディングコストは市が負担するとの理解で宜しいでしょうか。	事業契約書案第30条第1項(2)号に定める市の責めに帰すべき事由による場合については、ご理解のとおりです。
16	19	第34条	第1項		費用等の負担	事業者の帰責によらない事由により、金利スワップの解約が生じた際には、ブレイクファンディングコストは市が負担するとの理解で宜しいでしょうか。	事業契約書案第34条第1項に定める市の責めに帰すべき事由による場合については、ご理解のとおりです。
17	19	第34条	第2項		サービス購入料総額	「サービス購入料A-1及びサービス購入料A-2の総額」の中には割賦金利相当額は含まれないという理解でよろしいでしょうか。	サービス購入料A-2には支払利息が含まれます。ただし、本項は、支払金利相当額を含まない費用を対象としているため、当該部分の内容を修正いたしました。
18	19	第34条	第2項		引渡しの遅延	事業者の故意又は過失によらない引き渡し遅延（第1項、第3項の場合を除く）の場合にも遅延損害金が発生するのでしょうか。	第34条第1項乃至第3項の規定のとおりです。



## 事業契約書（案）に関する質問の回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
19	19	第34条	第4項		引渡し の 遅延	「本契約に定めるところに従って引渡予定日 が変更された場合には、前項の遅延損害金は、当 該変更後の引渡予定日より遅れたときに発生 するものとする。」の「前項」は「第2項」の 誤りではないでしょうか。	ご指摘のとおりです。 事業契約書(案)を修正いたしました。
20	20	第35条	第4項		契約不適 合責任	「設備機器本体等」とは具体的にはどの機器を 意味するのでしょうか。	新規施設の主要な機械・電気設備等が該当しま す。
21	24	第45条	5		非常時の 対応等	「事業者は、非常時において、非常時対応マ ニュアル及び市の方針に従い行った対応に要し た費用は、第49条の規定にかかわらず、事業者 の負担とする。～」とありますが、事業者は社 会通念に照らし合わせた合理的な範囲で費用を 負担するという理解でよろしいでしょうか。また 、当該事象が激甚災害指定された場合等、不 可抗力事象と判断された場合は第64条の規定が 適用されるとの理解でよろしいでしょうか。	前段について、事業者に要した費用は全て事業 者にて負担していただきます。 後段について、本条項で想定されているのは、 非常時に事業者が危機回避のために行った対応 に要した費用であって、不可抗力事象の場合で も必ずしも除外されているわけではありません。 ただし、あくまで非常時対応マニュアルや 市の方針に沿って行われた緊急時の危機回避行 為に限定されており、例えば施設の補修に要す る費用などはこの条文の対象に含まれません。
22	25	第46条	第4項		水処理維 持管理者 への一部 業務の委 託	「水処理維持管理者をその当事者又は関係者と する紛争、訴訟等」とありますが、これは事業 者が水処理維持管理者へ委託（又は請負）した 維持管理・運営業務の一部についての紛争、訴 訟等と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
23	25	第47条	第2項		消化ガス の全量有 効利用	消化ガスを全量有効利用するとの記載がありま すが、定期的な稼働確認や消化ガス発生量の増 減を吸収するための余剰ガス燃焼装置の利用は 認められるとの理解で宜しいでしょうか。 本事業では栃木県資源化工場へ脱水ケーキを搬 出する条件があるため、燃料化施設の稼働にも 影響し、消化ガス使用量の増減が発生する可能 性があります。条件によっては稼働率が低くな る発電設備の導入が必要になるため柔軟な対応 をお願いするものです。	ご理解のとおりです。
24	26	47条			消化ガス 発電業務	「FIT発電を行う場合～低廉な価格での貸付けを 行う」とありますが、事業費算出に必要となり ますので、具体的に想定している金額をご教示 ください。	有償での貸し付けが必要となった場合、事業者 が提案した市への還元額から貸し付け額を差し 引くなどの調整方法を協議します。提案段階に おいては、有償貸し付けを想定しないでくださ い。
25	26	第47条	第6項		場内利用 で予定発 電量に満 たない場 合	「場内利用で予定発電量に満たない場合は、別 紙3に定める金額を市に支払う」との記載があ りますが、実運用としては、予定より控除額が 減額される（予定より市からもらえる金額が減 る）ことになるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
26	29	第52条	第4項		設計・建 設モニタ リングの 実施	事業者が市より委託を受けた第三者へ報告や説 明等を行った場合には、市へ報告・説明等をし たことになると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
27	29	第52条	第5項		設計・建 設モニタ リングの 実施	事業者が市より委託を受けた第三者へ報告や説 明等を行った場合には、市へ報告・説明等をし たことになると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
28	30	第53条	第4項		維持管 理・運営 業務のモ ニタリン グの実施	事業者が市より委託を受けた第三者へ報告や説 明等を行った場合には、市へ報告・説明等をし たことになると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

## 事業契約書（案）に関する質問の回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
29	30	第53条	第5項		維持管理・運営業務のモニタリングの実施	事業者が市より委託を受けた第三者へ報告や説明等を行った場合には、市へ報告・説明等をしたことになると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
30	30	第54条			財務書類の提出	事業者は、本契約締結日以降、本契約の終了に至るまで、各事業年度の最終日より3か月以内に会社法(平成17年度法律第86号。その後の改正を含む。)の大会社に準じた公認会計士又は監査法人の監査済財務書類(会社法第435条第2項に規定される計算書類及びそれらの附属明細書をいう。)を市に提出し…とありますが、公認会計士又は監査法人の監査済財務諸表は、最終的に定時株主総会にて承認されます。定時株主総会は原則として各事業年度の最終日より3か月以内に開催されるため、3か月以内に貴市へ提出することが困難な場合もありません。その場合は、提出時期については協議させていただきますでしょうか。	各事業年度最終日より3か月以内に提出いただく必要がありますが、今後のコロナ禍の情勢等に鑑み、当該事業年度最終日より3か月以内の監査済財務書類の作成・提出が困難と市が認める場合には、協議に応じます。
31	35	第65条	第2項		特別措置	「本契約に規定されたもの以外でPFI事業に関する特別な措置」とありますが、現状想定しているようなものがありましたらご教示いただけますでしょうか。	現状具体的に想定しているものはございませんが、PFI事業に係る国の事業者に対する助成金の新設などが考えられます。
32	35	第66条	第1項	(1)	引渡日前の解除	事業が終了するにもかかわらず分割払いになると、SPC存続のための費用が発生し、合理的ではないと思われしますので、一括払いに変更願います。また、仮に分割払いとなった場合、追加的に発生する費用は市で負担していただくという理解でよろしいでしょうか。	市において一括払いが可能な資金手当てがなされない可能性もあるため、分割払いも可能な建付けとします。本条項に基づく市の支払いに係る手数料等の費用は、市において負担します。
33	35	第66条	第1項	(1)	引渡日前の解除	「第68条第3項の損害賠償請求権とを対当額で相殺することができ、」は「第68条第4項」の誤記ではないでしょうか。	ご指摘のとおりです。事業契約書(案)を修正いたしました。
34	35	第66条	第1項	(2)	誤記	「この場合において～」の文中にある「第68条第4項」は、「第68条第5項」ではないでしょうか。	ご指摘のとおりです。事業契約書(案)を修正いたしました。
35	35	第66条	第1項	(2)	引渡日前の解除	「第68条第4項に定めるところの損害賠償額の総額に支払い時点までの利息」は「第68条第5項」の誤記ではないでしょうか。	ご指摘のとおりです。事業契約書(案)を修正いたしました。
36	36	第67条	第4項	(1)	引渡日後の解除の効力	「次条第3項の損害賠償請求権とを対当額で相殺することができるものとする。」は「次条第4項」の誤記ではないでしょうか。	ご指摘のとおりです。事業契約書(案)を修正いたしました。
37	37	第67条	第4項	(2)	引渡日後の解除の効力	「次条第4項に定めるところの損害賠償の総額を、」は「次条第5項」の誤記ではないでしょうか。	ご指摘のとおりです。事業契約書(案)を修正いたしました。
38	37	第68項	第3項		損害賠償	「前項第1号の場合において」と「前項の支払いに充当することができる。」の「前項」は「第1項」の誤記ではないでしょうか。	ご指摘のとおりです。事業契約書(案)を修正いたしました。
39	40	第76条	第5項		秘密保持	「市及び事業者は、前項の定めるところに従い」の「前項」は「第3項」の誤記ではないでしょうか。	ご指摘のとおりです。事業契約書(案)を修正いたしました。
40	40	第77条			著作権等	「事業者は、市に対し、市の裁量により、本事業期間中及び本事業期間終了後も、次に掲げる行為を行うことを無償で承諾するものとする」とありますが、公表する際には事前に事業者が当該箇所の内容を確認する機会を設けて頂けるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

## 事業契約書（案）に関する質問の回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
41	42	第84条	第2項	(5)	契約の変更	「要求水準書の変更に伴い、～本契約の変更が必要になるとき」には、協議させていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
42	45	別紙2			4つの保険	「保険の名称等を含めその詳細については事業者の提案によるものとする。」との記載がありますが、4つの保険（「建設工事保険」「第三者賠償席に保険」「維持管理・運営業務における賠償責任保険」「普通火災保険」）を付保しない提案は認められないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
43	48	別紙4	(1)		サービス購入料総額	「サービス購入料A-1及びサービス購入料A-2の総額」の中には割賦金利相当額は含まれていないという理解でよろしいでしょうか。	No. 17の回答を参照ください。
44	48	別紙4	(2)		不可抗力による費用等の負担割合	「～総額の100分の1に至るまでは事業者が負担するものとし～」とありますが、一事業年度に不可抗力事案が複数回あった場合、当該事案にかかる費用の累積金額が100分の1に至るまでは事業者が負担するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
45	49	別紙5			法令等の変更による費用等の負担割合	「(1) 法制度に関するもの①本事業に典型的又は特別に影響を及ぼす法制度の新設・変更 ②①以外の法制度の新設・変更」における「法制度」とは、「法令等」と理解してよろしいでしょうか。また、①「本事業に典型的又は特別に影響を及ぼす」とは具体的にどのような場合でしょうか。ご例示頂けますでしょうか。	前段について、ご理解のとおりです。具体例としては、大気汚染防止法が改正され新たに排ガス処理装置が必要となった場合や固形燃料の利用に規制がかり新たに処理装置が必要となった場合が考えられます。
46	49	別紙5	(1)		法令等の変更	「本事業に典型的又は特別に影響を及ぼす法制度の新設・変更」とありますが、代表的な例をご教示いただけますでしょうか。	No. 45をご参照ください。
47	50	別紙6			保証書の保証人	保証書の保証人は「建設企業」との記載がありますが、建設企業が複数社で構成する場合、保証人は代表企業1社でも良いとの理解で宜しいでしょうか。	複数社で構成される事業共同体のような場合には、構成員であるすべての企業に保証人になっていただきます。